

副

平成28年 7月 26 日

損害賠償請求事件

原告 神戸市湾岸開発株式会社
被告 松 岡 秀 昌
外 1 名



準 備 書 面 2

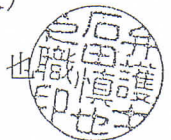
神戸地方裁判所 第5民事部 1B係 御中

被告松岡秀昌訴訟代理人

弁 護 士 荒 尾 幸

(受取人)

弁 護 士 石 田 慎



上記当事者間の頭書事件について、被告松岡は、次のとおり弁論の準備をする。

1. 原告の不法行為の主張内容について

原告の主張と本件不法行為の具体的な主張内容は、次のとおりである(訴状より)。

①平成13年8月頃、原告と被告松岡を代理人とする訴外奥村組土木興業との間で報酬金を1億7500万円とする本件準委任契約が成立し、原告は訴外板谷にこれを再委託した。

②上記報酬金1億7500万円から5000万円を控除した残金のうち、25

00万円の支払については、被告松岡の提案により、原告と訴外板谷間の原告から同人に対する支払について、被告中島興業を経由して分割して支払うこととし、原告は、訴外奥村組土木興業から原告に分割して支払われた2500万円を板谷に支払われるものと信じていったん被告中島興業に送金し、同被告から訴外板谷へ支払うよう同被告に委託した。

③被告松岡は原告が被告中島興業に託した金員は全て同被告を経由して板谷に支払われると約束したのに、被告中島興業は、上記委託の趣旨に背いて原告から送金を受けた2540万1600円を板谷に支払うことなくこれを領得した。

④上記②及び③は両被告の共同不法行為に当たる。

⑤なお、被告中島興業から訴外板谷に上記支払がなされずだまし取られたことを原告が知ったのは平成27年7月頃であるから、消滅時効は完成していない。

2. 被告松岡の反論

しかしながら、原告の上記主張はいずれも事実無根の虚構であるが、本件における争点は、被告らの不法行為をいう上記②及び③の主張事実が認められるかどうかに帰するところ、およそそのような事実は存しないのであって、不法行為成立の余地など全くない。以下に反論する。

(1) 訴外奥村組土木興業から原告の口座宛に送金された金額と送金日は末尾添付の請負代金支払一覧表のとおりである。これらは、被告松岡の平成28年4月26日付準備書面1の2～3頁で述べたように、訴外奥村組土木興業が4社JVから請け負った中部空港島での網取り業務を、元請を訴外奥村組土木興業、請負人を原告、下請を被告中島興業として、平成14年4月から同16年10月までの間続いた実体の存する網取り業務請負契約の流れの中で、訴外奥村組土木興業から原告に請負代金として支払われたものであり、原告の主張するような訴外奥

村組土木興業と原告間の準委任契約の報酬の分割払いとして支払われたものなどでは断じてない。

し長ことかな

かかる請負代金は、原告から毎月送付されてくる請負代金請求書（これは訴外奥村組土木興業が作成した指定請求書に原告が記載したもの）に基づいて訴外奥村組土木興業から原告に送金して支払われてきたし、原告と被告中島興業間の下請代金についても、同様に被告中島興業の原告宛請求書に基づいて毎月原告から被告中島興業に送金して支払われてきた。丙1は、請負代金の支払の都度、訴外奥村組土木興業から原告宛に通知した支払通知書であり、そこには工事現場として「中部空港生コン供給事業」の記載と、訴外奥村組土木興業が事前に原告に交付した同社指定の請求書番号が記載されており、実体のある請負代金として支払われたことが分かる。不知 実体なし、

なお、訴外奥村組土木興業の文書保存期間は7年間であることから、本件網取り業務にかかわる原告からの請求書などの書類及び同訴外人と4社JV間の請負契約関係の書類などは保存期間経過により廃棄処分されており、同訴外人に残されていない。丙1は財務システムにデータとして残っていたものである（訴外奥村組土木興業と原告間の請負契約書は作成されていない）。なぜ作成されなかったのか？

- (2) ところで、原告は、被告松岡・原告・訴外板谷との約束により、訴外奥村組土木興業から送金された金員を原告から被告中島興業に送金し、これを被告中島興業から訴外板谷に支払うように取り決めた、と主張する（訴状6頁、平成28年6月17日弁論準備期日における原告の釈明）。

もとより上記のごとき約束の事実を存しないが、訴外奥村組土木興業→原告及び原告→被告中島興業への送金の事実は平成14年7月から始まり、かつ、その最初から被告中島興業から板谷への支払がなかったというのであるから、仮に原告の主張どおりとすれば、当然、板谷から直ちに被告中島興業もしくは原告宛に苦情なり、訴えがあつてしかるべき筈である。にもかかわらず、板谷が原告に支払いがないことを伝えたのが平成27年7月頃であるというのであ

板谷がその後に行つた不可であった。

るから（訴状6頁）、板谷は平成14年7月から同27年7月頃まで実に13年間にわたり自身への支払がないことを被告中島興業にも原告にも訴えていないし、原告もその点を板谷に確認もしていないことになる。このようなことはおよそ考えられないことであって、原告の主張する前記②及び③の事実なるものが存在せず、虚構であることを示している。

(3) さらに、原告は、前記②の主張のとおり、訴外奥村組土木興業→原告→被告中島興業→板谷という分割払いの流れの下で2500万円の報酬の支払を約したと主張しているが、訴状ではそれを超える2540万1600円を請求してみたり、また、訴外奥村組土木興業から原告を経て被告中島興業に支払われた金額が合計28,123,200円であるなど（被告中島興業準備書面1・2頁）、予め約定された筈の報酬の額がばらばらである。このようなことは本来あり得ないことであって、原告主張の虚構性を示している。極岡の指示した金額であり、原告は支払い得ないこと

(4) また、仮に原告の主張どおりとしても、原告が「報酬」と主張する金員なるものが訴外奥村組土木興業から原告へ、そして原告から被告中島興業へと移転していることは事実であるから、原告には不法行為の要件である「損害」がな

さらに同様に、原告の主張どおりとしても、板谷の原告もしくは被告中島興業に対する報酬請求権なるものは10年間の消滅時効により既に消滅してしまっており、この点からも原告になんら「損害」が生じていないことになる。

以上のとおり、不法行為の主張は根拠がなく失当であって、原告の請求は棄却されるべきである。

以上

奥村組土木興業㈱から原告への請負代金支払一覧表（支払通知書の集計による）

NO	支払日	請求額(税込)	手数料	支払額	(請求月)	請求書番号
1	平成14年07月10日	1,828,000	525	1,827,475	平成14年05月末	452756
2	〃 08月12日	1,051,100	525	1,050,575	平成14年06月末	452758
3	〃 09月10日	959,700	525	959,175	平成14年07月末	452763
4	〃 10月10日	959,700	525	959,175	平成14年08月末	452767
5	〃 11月11日	959,700	525	959,175	平成14年09月末	452773
6	〃 12月10日	959,700	525	959,175	平成14年10月末	452774
7	平成15年01月10日	959,700	525	959,175	平成14年11月末	542353
8	〃 02月10日	959,700	525	959,175	平成14年12月末	542354
9	〃 03月10日	959,700	525	959,175	平成15年01月末	556661
10	〃 04月10日	959,700	525	959,175	平成15年02月末	556662
11	〃 05月12日	959,700	525	959,175	平成15年03月末	556666
12	〃 06月10日	959,700	525	959,175	平成15年04月末	556668
13	〃 07月10日	959,700	525	959,175	平成15年05月末	556669
14	〃 08月11日	959,700	525	959,175	平成15年06月末	589252
15	〃 09月10日	959,700	525	959,175	平成15年07月末	589253
16	〃 10月10日	959,700	525	959,175	平成15年08月末	589254
17	〃 11月10日	959,700	525	959,175	平成15年09月末	589255
18	〃 12月10日	959,700	525	959,175	平成15年10月末	589256
19	平成16年01月13日	959,700	525	959,175	平成15年11月末	589257
20	〃 02月10日	959,700	525	959,175	平成15年12月末	589258
21	〃 03月10日	959,700	525	959,175	平成16年01月末	589259
22	〃 04月12日	959,700	525	959,175	平成16年02月末	589261
23	〃 05月10日	959,700	525	959,175	平成16年03月末	589263
24	〃 06月10日	959,700	525	959,175	平成16年04月末	589266
25	〃 07月12日	959,700	525	959,175	平成16年05月末	589267
26	〃 08月10日	959,700	525	959,175	平成16年06月末	589268
27	〃 09月10日	959,700	525	959,175	平成16年07月末	589269
28	〃 10月12日	959,700	525	959,175	平成16年08月末	589270
29	〃 11月10日	959,700	525	959,175	平成16年09月末	589271
30	〃 12月10日	959,700	525	959,175	平成16年10月末	589272
	計	29,750,700	15,750	29,734,950		